

## 医学部規則

[平成16年4月1日制定]

[平成16年島大医学部規則第1号]

### (趣旨)

第1条 島根大学医学部（以下「本学部」という。）における組織，修業年限，在学年限，教育課程，履修方法，課程修了の認定等については，学則（平成16年島大規則第2号）に定めるもののほか，この規則の定めるところによる。

### (教育上の目的)

第1条の2 医学部は，国際的視野に立った豊かな教養と高い倫理観を備え，かつ，科学的探究心を持ち，医療，医学，看護学及び地域社会の発展に寄与し，人類の福祉に貢献し得る人材の育成を目的とする。

### (学科)

第2条 本学部に医学科及び看護学科を置く。

### (附属施設)

第2条の2 本学部に次の附属施設を置く。

情報ネットワークセンター

### (講座)

第3条 本学部に講座を置く。

- 2 医学科の講座を，教育及び研究を円滑に運営するため，基礎医学系，臨床基礎医学系，社会医学系及び臨床医学系の4系列に分ける。
- 3 前項に規定する基礎医学系，臨床基礎医学系及び社会医学系を基礎系と称し，臨床医学系を臨床系と称する。
- 4 講座及び第2項の講座系列は，別表に掲げるとおりとする。

### (附属教育研究施設)

第4条 本学部に，附属の教育研究施設として附属病院を置く。

### (編入学者，再入学者及び転入学者の修業年限)

第5条 学則第9条第2項の規定により入学を許可された医学科3年次編入学者の修業年限は，4年とする。

- 2 学則第9条の2の規定により入学を許可された医学科2年次編入学者の修業年限は，5年とする。
- 3 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の修業年限は，当該志願者の可否を決定するときに，教授会の議を経て決定する。

### (在学年限)

第6条 医学科の在学年限は，12年を超えることができない。ただし，各年次にあつて

は、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 2年次 1年次及び2年次を通算して5年
- 二 3年次 1年次から3年次を通算して7年
- 三 4年次 1年次から4年次を通算して9年
- 四 5年次 1年次から5年次を通算して11年
- 五 6年次 1年次から6年次を通算して12年

2 看護学科の在学年限は、8年を超えることができない。

3 医学科3年次編入学者の在学年限は、8年を超えることができない。ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 4年次 3年次から4年次を通算して5年
- 二 5年次 3年次から5年次を通算して7年
- 三 6年次 3年次から6年次を通算して8年

4 医学科2年次編入学者の在学年限は、10年を超えることができない。

ただし、各年次にあつては、3年を限度とし、次の各号に定める年限を超えて在学することはできない。

- 一 3年次 2年次から3年次を通算して5年
- 二 4年次 2年次から4年次を通算して7年
- 三 5年次 2年次から5年次を通算して9年
- 四 6年次 2年次から6年次を通算して10年

5 学則第10条第2項及び第12条の規定により入学を許可された者の在学年限の通算については、別に定める。

(教育課程)

第7条 本学部の授業科目は、基礎科目、教養育成科目及び専門教育科目とする。

2 医学科の授業科目の名称、単位数又は時間数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。

3 看護学科の授業科目の名称、単位数及び履修年次並びに必修科目、選択科目又は自由科目の別は、別に定める。

4 前2項に定める履修年次の授業科目以外の授業科目の履修については、別に定める。

(単位の計算方法)

第8条 基礎科目、教養育成科目及び医学科専門教育科目のうちの専門基礎科目並びに看護学科の専門教育科目に属する授業科目の単位の計算方法は、別に定める。

(編入学者、再入学者及び転入学者の入学前の既修得単位の取扱い)

第9条 学則第9条から第12条までの規定により入学を許可された者の入学前の既修得単位の認定については、医学部長は、その全部又は一部を本学部において修得した単位として認定することができる。

(授業科目履修の認定)

第10条 医学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学年末に行う。

2 看護学科の授業科目履修の認定は、試験その他の審査により、各学期末に行う。

3 前2項の試験及び審査の方法並びに成績の評価については、別に定める。

(課程修了の認定)

第11条 医学科の課程修了の認定は、医学科に6年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

2 看護学科の課程修了の認定は、看護学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分および単位数に従い修得した者について、教授会の議を経て行う。

3 医学科3年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に4年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

4 医学科2年次編入学者の課程修了の認定は、医学科に5年以上在学し、所定の授業科目を所定の区分に従い履修し、試験に合格した者について、教授会の議を経て行う。

(履修に関するその他の事項)

第12条 第5条から前条までに定めるもののほか、履修に関し必要な事項は別に定める。

(関連教育病院)

第13条 医学部長は、本学部における臨床教育を充実させるため、必要に応じ関連教育病院を定めることができる。

(公開講座)

第14条 社会人の教養を高め、文化の向上に資するため、本学部に公開講座を開設することができる。

附 則

1 この規則は、平成16年4月1日から施行する。

2 島根大学学則(平成16年学則第2号)附則第2項の規定に基づき、平成15年9月30日において島根医科大学医学部(以下「旧島根医科大学医学部」という。)に在学する者(以下「在学者」という。)及び平成16年4月以降に在学者の所属する年次に編入学、転入学又は再入学する者(以下「編入学者等」という。)が旧島根医科大学医学部を卒業するために必要であった教育課程の履修は島根大学医学部が行うものとし、在学者及び編入学者等の教育課程に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成18年1月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。
- 2 平成18年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 平成20年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成22年11月10日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年10月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成23年7月6日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 平成23年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、平成24年7月4日から施行し、平成24年7月1日から適用する。

附 則

- 1 この規則は、平成25年4月1日から施行する。
- 2 平成24年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお

従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、平成26年2月7日から施行する。ただし、別表の地域・老年看護学の規定は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 この規則による改正後の島根大学医学部規則別表の地域医療政策学の規定は、平成26年2月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成27年12月2日から施行し、平成27年7月1日から適用する。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、平成29年2月6日から施行し、改正後の島根大学医学部規則別表のリハビリテーション医学講座の規定は、平成29年2月2日から適用する。

附 則

この規則は、平成30年1月5日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。
- 2 令和元年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の島根大学医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年1月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、令和3年6月2日から施行し、令和3年4月1日から適用する。
- 2 令和2年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

- 1 この規則は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 令和3年度以前の入学生及び当該入学生と同学年に編入学、転入学又は再入学する者については、この規則による改正後の医学部規則の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則

この規則は、令和3年7月7日から施行する。

附 則

この規則は、令和3年10月6日から施行し、令和3年10月1日から適用する。

別表

講座	
(医学科)	
基礎医学系	解剖学 生理学 生化学 生命科学
臨床基礎医学系	薬理学 病理学 微生物学 免疫学 免疫精神神経学 (共同研究講座)
社会医学系	法医学 環境保健医学 医療情報学 医学英語教育学
臨床医学系	内科学 皮膚科学 小児科学 外科学 整形外科学 脳神経外科学 泌尿器科学 精神医学 産科婦人科学 耳鼻咽喉科・頭頸部外科学 眼科学 放射線医学 麻酔科学 緩和ケア 歯科口腔外科学 臨床検査医学 救急医学 先進医療電磁工学 (共同研究講座)
(看護学科)	Acute Care Surgery リハビリテーション医学 地域医療教育学 地域医療支援学 総合医療学 地域医療政策学 基礎看護学 臨床看護学

地域・老年看護学